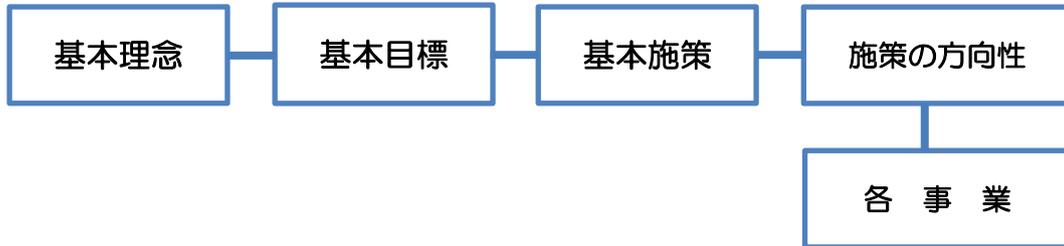


第 2 次基本計画における施策体系（案）について

1. 基本計画の体系



ポイント

○基本計画の体系としては、第 1 次基本計画と同様とします。

2. 基本理念

石岡市男女共同参画条例（平成 18 年条例第 5 号） ～抜粋～

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 市民が、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 市民が、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 市民が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 市民が、男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行うようにすること。

ポイント

○基本理念については、市条例で定められていることから、変更せず引き継ぐものとします。

2. 基本目標（基本方針）

今回は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月策定）を踏まえ、次のとおりとします。

第2次基本計画		現基本計画
1	ひとりひとりの人権が尊重される社会の実現	男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念の普及啓発
2	安全・安心に暮らせる社会の実現	男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行等に見直し
3	男女がともに働きやすい就業環境の整備	あらゆる分野における政策・方針決定過程への共同参画
4	家庭と仕事・地域活動の両立支援	職場での平等, 家庭や地域での生活と仕事の両立
		国際的視野に立った男女共同参画

<解説>

『1. ひとりひとりの人権が尊重される社会の実現』

男女共同参画に関する意識啓発を行い、市民にひろく男女共同参画の考え方を周知するとともに、女性への暴力の根絶に取り組めます。

『2. 安全・安心に暮らせる社会の実現』

男女ともに生涯を通じて健康に過ごせる社会を目指すとともに、女性の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。また、様々な困難を抱える女性が安心して暮らせる社会を実現します。

『3. 男女がともに働きやすい就業環境の整備』

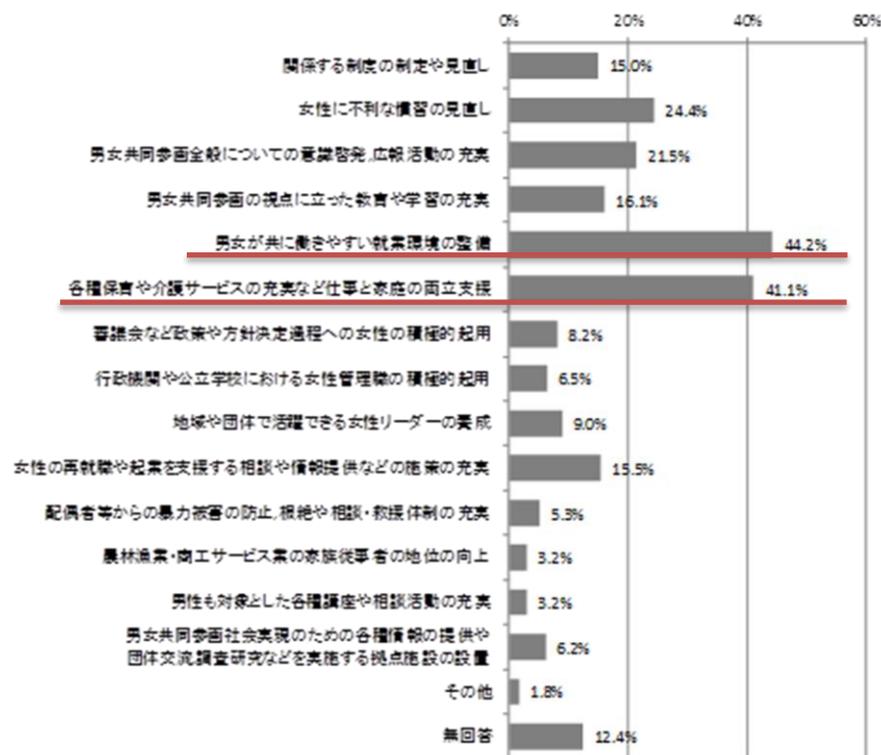
企業等のトップの意識改革や育児・介護休暇制度の周知などワークライフバランスの推進を図るとともに、さまざまな分野で活躍できる環境を整備します。

『4. 家庭と仕事・地域活動の両立の支援』

男性の家事・育児等への積極的な参画をよびかけるとともに、子育てや介護等の支援を充実させることで、男女ともに家庭と仕事・地域活動が両立できる環境を整備します。

ポイント

- 現計画における5つの基本目標（基本方針）を再編して、第2次基本計画では4つの基本目標（基本方針）を定めます。
- 「男女がともに働きやすい就業環境の整備」の部分で、女性活躍推進法による市町村推進計画として位置付けます。
- 4つのうち、「男女がともに働きやすい就業環境の整備」と「仕事と家庭・地域活動の両立支援」の2つについては、市民意識調査において、市が力を入れるべきとの回答が多かった項目であることから、重点施策に位置付けます。



【平成28年度石岡市男女共同参画に関する市民意識調査より】

- 現計画の基本目標に設定されている「国際的視野にたった男女共同参画」については、第2次基本計画の基本目標（基本方針）より削除します。
→市町村として国際的視野にたった男女共同参画の推進として取り組める事項が少ないため。

3. 基本施策

基本目標（基本方針）の下に、それぞれ3つの基本施策を設定します。

ポイント

- 『1-2 女性に対するあらゆる暴力の根絶』の部分を、配偶者暴力防止法による市町村基本計画として位置付けます。
- 今回新たに、「男女共同参画の視点にたった防災体制の確立（2-2）」を設けます。
 - 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月 内閣府）を踏まえた防災体制の整備を図ります。

4. 施策の方向性

各基本施策の下に、施策の方向性を設定し、各事業に取り組めます。

ポイント

- 施策の方向性では、具体的施策を展開していく上での方向性を示すものです。
- 施策の方向性に基づき、各課等で実施している該当事業を分類します。